平成２６年（フ）第３８７９号
神奈川県川崎市幸区南幸町２丁目26―12―704、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋室町４丁目２番15号
破産者　有限会社システムアールセレクト
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８８０号
神奈川県川崎市幸区南幸町２丁目26―12―704
破産者　赤塚　辰也
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３８号
東京都品川区大崎５丁目９番３号
破産者　株式会社ｆｏｕｒ－ｓｅａｓｏｎ
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３９号
東京都品川区北品川５丁目７―９―202
破産者　長谷川大介
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３７４号
埼玉県川越市石原町２丁目32―10
破産者　松本　　希
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４６５号
神奈川県横浜市西区岡野２丁目６―９―410
破産者　手越　広二
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４８７号
東京都練馬区富士見台３丁目26―17
破産者　河野　　博
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８０９号
東京都八王子市松が谷18―２―204
破産者　田中　毅博
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０６号
東京都港区西新橋３丁目６―４―202
破産者　太田　賢一
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９１３号
東京都墨田区八広５丁目20―11
破産者　佐野　晴彦
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９１４号
東京都墨田区八広５丁目20―11
破産者　佐野　シン
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９４８号
東京都板橋区志村２丁目10―１―605
破産者　菅原　景子
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９６９号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目９―４―103
破産者　平田　勇二
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９７０号
東京都練馬区東大泉６丁目４―７―202
破産者　木村　登広
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０１５号
東京都新宿区舟町15―407
破産者　柿崎　政之
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０５１号
埼玉県深谷市上野台2875
破産者　新井　成幸
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１２５号
東京都中野区白鷺２丁目―13―14―105
破産者　坂下　英勝
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５号
栃木県宇都宮市東横田町557番地３、開始決定時の住所栃木県宇都宮市峰町306番地９
破産者　関　　淳一
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４５号
栃木県宇都宮市峰町306番地９
破産者　有限会社関商重機
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９号
栃木県日光市五十里73番地
破産者　株式会社地域観光研究所
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０号
栃木県日光市五十里73番地、開始決定時の住所栃木県日光市湯西川137番地２　仲内住宅Ａ棟５号室
破産者　三上　政志（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市鶴田町3271番地３　コーポユキＡ201号、前住所栃木県宇都宮市花房３丁目１番18号　矢口コーポ202号
破産者　福田　祥子
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係